

國學院大學學術情報リポジトリ

開国と国学

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-05 キーワード (Ja): 開国, 国学, 石黒千尋, 大国隆正, 猿渡容盛 キーワード (En): 作成者: 武田,秀章, Takeda,Hideaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000013

開国と国学

武田秀章

はじめに

ペリー艦隊の来航に端を発する「開国」は、いうまでもなく日本史が迎えた大きな転換点であった。ここにおいてわが国は、世界に対峙すべき日本とは、そもそもいかなる国なのか、という自問に直面することとなったのである。事柄は、普遍と固有、外来と土着等々、さまざまな問題と関わるであろう。幕末の日本人は、国家的・政治的課題のみならず、すぐれて思想的な課題にも相対することとなったのである。

おおよそペリー来航から安政五年の朝幕分裂以前までが、開国期として括られよう。本稿では、この時期における国学の対応如何という問題を瞥見する。開国という新事態に対して、積極的に対応した三人の国学者、すなわち、加賀藩士で平田門の石黒千尋、津和野藩出身者の大國隆正、武蔵総社・府中六所宮神職の猿渡容盛を、三幅対としてとりあげたい。

開国と国学の関わりを巡っては、既に三ツ松誠氏、天野真士氏の研究がある^②。かつて筆者自身も、ペリー来航に際しての大國隆正の対応を跡付けた^③。本稿では、隆正のみならず、石黒、猿渡の対応如何をも併せ考え、その共通点と相違点を眺めてみ

たい。

あらかじめ彼らの共通点を挙げれば、当時の「異国船打ち払い」の風潮の中で、欧米勢力の接近を肯定的に捉えていた、ということであろう。三人は、それぞれ出自と流派を異にするとは言え、日本を通り巻く世界の転換を受け止め、前向きに対応しようとした。三者三様、それぞれの違いはあるものの、ひとしく古典に遡り、そこから現状を捉え直し、あり得べき未来を望み見ようとしていた。開闢以来の危機を、次のステージへのステップとして、いわばポジティブに捉え直そうと試みたのである。

彼らの対応は、当時の日本が直面していた危機的事態、巨大な転換期への対応として見る時、一層その意義を明らかにすることができると考えられる。ペリー来航と開国は、維新に連なる政治変革を促したという意味において、近代日本の起点でもあった。開国初発に際しての彼らの対応は、維新以降の国民教化政策、祭政一致政策の行く末を、期せずして予告するものでもあったと考えられる。

開闢以来の新事態に際して、彼らはいかに現状を受け止め、いかに古典に遡り、いかに未来を望み見ようとしたのか。本稿では、彼等のスタンスの在りよう、その発想の特質如何をめぐつ

て、些かのスケッチを試みたい。

一、開国と石黒千尋 『来船神旨』

(一) 「神意に適ふ皇国の道」

石黒千尋が、ペリー艦隊はじめ外国船来航を歓迎すべき出来事として受け止め、欧米文明の率先受容を唱えた異色の国学者であることは、よく知られている。『来船神旨』を覆刻した千尋の次男・五十二がその序で、「鎖国攘夷ノ論喧々ノ間ニ立テ：我国ノ事跡ヲ照査シ以テ外国ヨリ来リテ我ニ通商ヲ請フハ抑モ我列聖遺猷ノ然ラシムルモノナリト云フ」と記す通りである。ここでは、その主張の背景にある独特の発想、その古典に遡る根拠を、些か概観したい。

『来船神旨』は、冒頭で、米艦来航・和親条約締結以降の情勢について、次のように言及する³⁾。

嘉永六年の夏、アメリカ合衆国の軍艦浦賀港へ渡来してより幕府政官の御歴々方追々御評議有て亜国魯国英国の三箇国は船中欠乏の品等御渡の事、御許容有之、御条約も御取かはしの由、さすれば此後仏国等の国々よりも此御模様

を承り同様於相願ハ、是又右等に准じて御許容なくては成るまじくと奉恐察御事也。

『来船神旨』は、米英露と条約を結んだ以上、引き続きフランス等とも条約を締結すべきことを述べる（是又右等に准じて御許容なくては成るまじくと奉恐察御事也）。こうした条約調印と開国は、『来船神旨』にとつて、決して余儀なくされた情勢の追認、受け身の適応ではなかつた。なぜなら、この一連の事態は、日神・天照大神の神慮によつて招き寄せられたものだったからである。

前条に論ぜる如く皇国の為に日神の外蕃を引き寄せ賜ふ御神策にて抑神代より議り置かせらるる事なれば、今西洋の諸蕃国 幕府へ献呈乃方物を捧げ交易を願出奉るは是も日神の彼を引寄せ給ふ御神計の中なるべし、然れば皇国潤富の理を議り交易御許容可有事神慮に適ふ馭戎の道なり。

(上 一五～一六)

それでは天照大神の神慮とはいかなるものか。『来船神旨』は、古典神話に即して開闢の元始に遡り、天照大神の神慮宣告に至

る神話の筋道を遡る。

神典に拠るに 古事記 日本紀 太古の時、未だ天地もなく一物もなく唯大虚空のみの時よりして、天之御中主神、次に高皇産靈神、神皇産靈神と申す三神座で、群品乃生成を主宰那為賜ふなり、此神靈に因て伊邪那岐神、伊邪那美神の二神も成出給ひ、さて此二神へ右太祖の三神より御命令ありて、この漂蕩へる国土を修理固成と神勅を給ひ、…二神是を以て…日本六十余州を始に産まし、さて風神、水神、木神、金神、土神、火神等、其外八百万の神々及び人物、鳥獸虫魚甲介等の万物、すべて産成造化成たまへり…

(上 三～四)

『来船神旨』は、造化三神の命をうけた伊邪那岐命・伊邪那美命が国土万物を生成し、ついで天照大神が嫡孫・邇邇芸命にその国土万物を委ねるに至る筋道を跡付ける。天照大神の神慮は、その際の神勅（…此日本国を、日神乃御嫡孫乃邇邇芸尊と奉称御方へ授与へ賜へる時の神勅）（上、五）に示されていた。

すなわち天照大神の神慮は、まず第一に皇統の永続にあつた。

皇祖の神勅は永遠の「神約」（天壤無窮の神護神約）であって、「神議御治定の上、無窮の宝祚と御約護」によって、皇統の無窮が約束されたのである。

…当今の天皇、勿論日神の御神裔にして、如是連綿と御相承の謂は、天壤無窮の神護神約あらせらるゝ訳にて、決して自然に長久乃御皇統と想べからず、かく高御座動くことなく天津日嗣と日神乃御血脈なる天皇、天下を統御し給ひつつ、数千年の後なる今が今迄、天位ハ唯御一系にて変らせ給はぬを以て末世末代迄、宝祚の隆なることも推して可奉知也。是れ日神太祖乃三神を始め諸神と共に、神議御治定の上、無窮の宝祚と御約護有しに因事にて中々凡慮凡力の謀を以て宝祚長久を施すべき義に非ず。されば我天皇は外国王どもの自立篡奪等の者と同等に可奉思に非る事を皇国に生れし者、第一に会得すべきが緊要乃事ぞかし。

(上 五〇六)

ここに示されているのは、言わば定番的な「一系論」と言えよう。『采船神旨』ならでは論点、その主張のユニークな所は、こうした皇統無窮のみならず、現下の外国船来航の状況

もまた、神慮の然らしむるところであった、とするところにある。

○諸蕃の外国日本に参り方物を献納し、又服従し、又通商を致す事も日神の為させ給ふ所にして、人知の為所に非ぞ。医薬を始め、諸品を齎し来らしめて皇国を潤富し、病苦を救はせ給ふ御神策となせらるゝ也。

(上 六)

天照大神は、皇統永続を導くと共に、わが国のさらなる発展を期して、神慮によって欧米文明を招き寄せたのであった。『采船神旨』は、そうした皇祖の神慮が、その神勅と共に、祈年祭祝詞の辞別の文言（…皇神の見霽かし坐す四方の国は、天の壁立つ極、国の退立つ限、青雲の靄く極、白雲の墜り坐向伏す限、青海原は棹柁干さず、舟の艫の至り留る極、大海原に舟満ち都都気て、…狭き国は広く、峻しき国は平けく、遠き国は八十綱打掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば…）に示されているとする。

此祝詞の古文辞に見ゆるが如く遠国の外蕃乃者共が心を皇国へ面向させ、国産の物を船に積て渡来すべく、日神御引

寄の御神策に疑なき明証は：畏き天照大神の神慮にて外国人を引寄せ給事を曉覚べし。

(上 八〇九)

彼祝詞の古文に拠て論ずる時は、いかにも手広く地球一同の諸蕃不残日本へ引寄せ入用の物を取立神国沢山の産物を与へ給はば、我神民も福有し、彼蕃夷も大幸の神恩を得て、皇国に服従すべきなり。

(上 一六)

ペリー艦隊を端緒として、英仏等の艦船が競つて来航する現下「開国」下の状況は、わが国の次なる発展に向けて、「日神の御神策」の然らしむるところにほかならない。石黒のもうひとつの著作、『近世諸蕃来舶集』は、こうした皇祖の引き寄せ作用によって来航した諸外国勢力渡来の年代記・編年録であつた。⁽⁵⁾

ことほど左様に、目下の異国船殺到の状況は、「日神引寄の御神策」であり、開国通商は日神のまさに望むところであつた（「諸蕃の外国日本に参り方物を献納し、又服従し、又通商を致す事も日神の為させ給ふ所」「其の根元は日神の御神策の中と知るべきなり」。そうであれば、これまでの「鎖国」を、我が国の固有の国風であると信じ、外国との和親を非とするのは、

甚だしい誤謬であると言わなければならぬ。『来舶神旨』は、「鎖国はわが国体にあらず」と明言する。

然るを日本は鎖国の国風にて外国とは通信通商せざる国柄ぞと皆押並て心得るは甚しき誤りにて大本の国体を知らざる者なり：

(上 一七)

是に因て日本は上古よりして外国の往来なき鎖国の国体と云説も起り、一同其心得に安んじ居たる折しも、亜国の軍艦浦賀の御膝元へ俄に乘入り、願書を呈して御返翰を乞事頻りなれば、人心の動揺た、ならぬ事げに尤の事ぞかし、物しらぬ町在の者はさてこそあれ、：

(上 一八)

よつて今後求められるのは、神慮に即した、わが国柄にふさわしい「復古の善政」、すなわち開国通商である。

執政大任等之御方々は、皇国太古の神裁に本づき、従来固の政蹟を改め、通商は漢蘭の二国に限らず、外国いづくも一体たる公平の御所置を以て、程よく交易を御開きあらば、我も富ミ、彼も利を得て日本へ服従すべく、さこそ復

古の善政ならぬ。

(上 一九)

…交易手広くなくては、皇民のためならず、通商も神の御心なればこそ、上世より交易の道は開かれたれ。

(上 二二)

「皇国太古の神裁」に則り、鎖国と打ち払いを旨とする「從來偏固の政蹟を改め」、通信通商を進め、日本を世界に開くこと。それこそが、神慮に叶う富国への道であると訴える（「外国いづくも一体たる公平の御所置を以て程能く交易を御開きあらば、我も富み彼も利を得て日本へ服従すべくさてこそ復古の善政ならぬ」。こうして積極的な海外交流・貿易立国こそが、皇祖の神慮、本来のわが国柄に即した「復古の善政」そのものであるとされるのである。

もちろん『来舶神旨』は、究極的には万国の朝貢服属を究極の将来像として掲げてもいる。けれどもその実現は、あたかもキリスト教における至福千年の到来の如く、事実上遙か後代に先送りされていた。これから具体的に言うべきは、海外との通商交易ということになろう。

まことに『来舶神旨』においては、外国船来航によってわが

国の前途に開けた新たなステージが、大きく肯定され、言祝がれていた。翻って考える時、『来舶神旨』の主張は、神慮に廻行して、現状を再解釈し、そこから「国際化」への積極的な見通しを開こうとしたものと言えよう。そこでは、維新を先取りする欧米文明摂取の開明政策、貿易立国の未来が、彼方に展望されていたのである。

(2) 平田延胤の『来舶神旨』批判

開国通商こそが「復古の善政」とする以上のような『来舶神旨』の論旨は、従来平田門人には到底受け入れ難いものであった。そのことを示すのが、平田延胤の『来舶神旨』評である。

安政六年、石黒は『来舶神旨』を気吹舎へ献本した。本書を被見した延胤は、その評言「加州石黒氏の来舶神旨といへる書の笞弁」を石黒に書き送っていた。その写が、秋田藩士井口宗翰の『寛斎雜記』に収録されている⁶⁾。以下、本『雜記』に拠りつつ延胤の『来舶神旨』評を瞥見してみたい。

延胤は言う。

扱又彼の夷秋驕傲にして、かしこくも我が皇国を属国の如く思ひ奉り、威を以て迫るが如きも すべて彼が来舶は

大御神の大御心とし玉へるは如何あるべき、

そもそもペリーの倨傲な姿勢、我が国を属国視するかのような高圧的な態度を見る時、その来航を天照大神の神慮とするのは到底疑いなきを得ない、ということであろう。延胤によれば、そもそも我が国の対外関係は、通商ではなく朝貢が原則であった。

延胤云、外国の始て 皇国に帰服し参りたるは 崇神天皇の御宇より始りたるは申迄もなく、推古天皇の御宇に至るまでは皆朝貢の使か、さもなきは 天皇の聖化を慕ひて、皇国の御人とならんとて渡り来りしなり、其後朝貢の使も数多ありしかど、同天皇の御宇始て漢土と御交りありしは、彼国に求め玉ふ事ありてなり、交易の事にはあらず：此後度々使を奉りしかど、是又通商交易などの御ゆるしはなかりしなり、遙後に足利將軍の頃、聊交易などの事聞へしは、大内氏大友氏、又は西国の商人などが私の事にて、元より乱世なれば 朝廷より御ゆるしありての事にはあらず、

万国の宗主国たるわが国において、対等の通信通商関係はあ

り得ない。対外関係はすべて「朝貢」でなければならぬのである。朝廷は、かつて通商を勅許したことはなかった（「右の如く上古は朝貢の使のミにて、其後唐国と御交りありても通商は忝度も許し玉はず」。従前の交易は、すべて私貿易として行われていたに過ぎない。わが国の対外関係は、すべて服属と朝貢以外にはあり得ないのである。

：近く外夷の騒動始りしは、天保年中水野何某朝臣の御執政たりし時、外国の船二念なく打払の儀は御仁政にあらず、薪水食料等下さるべき事になりしより根さしとなり：嘉永年中何某朝臣の亜米利加交易をゆるし玉ひしより、大に起れる事と思はるゝなり、尤是は延胤が初ていひ出たる事にはあらず、かく有がたき御仁政にも飽たらで、驕傲なるは実に憎むべきの甚しきものにあらずや、

延胤によれば、ペリー来航の遠因は、天保年間、それまでの無二念打ち払い令を緩和したことに起因する。此度の事態は、幕府の仁政的配慮につけ込んだ、ペリー艦隊の暴挙であった。その振る舞いは、「実に憎むべきの甚しきもの」以外の何者でもない。それを瑞兆とする『来舶神旨』の論旨は、実に不可解

というほかない、と評するのである（「石黒氏の心は実に計り難し」）。平田門の正嫡として、誇り高き我が国が蒙った「屈辱の深さ」を省みない石黒の論は、到底追認しえないものであった。

安政大獄を経て、とりわけ文久二年以降、政治動向の主流となったのは、もちろん滔々たる「攘夷」の奔流であった。開国がもたらした物価騰貴と相俟って、広汎な士民の怒りが、攘夷運動を活発化させたのである。そうした経緯も踏まえた上で、あらあらためて石黒の『来舶神旨』を見直す時、その所論の時流を脱した異色さ、ユニークさが愈々際立つと言えよう。

二、開国と大國隆正

(1) 神慮と国体の形成

ここでは、津和野藩出身の国学者、大國隆正の対応を見ていきたい。筆者はかつてペリー来航を承けた隆正の思想活動について跡付けた⁽⁸⁾。旧稿に続き、あたかもこの時期に確立に至った隆正の思想体系を、些か顧みたい。

隆正の著作活動は、嘉永末年のペリー艦隊来航を契機として急速に活発化する。ペリー来航・和親条約締結前後の時期、『文武虚実論』『本学拳要』『馭戎問答』『直毘靈補注』『学統弁論』

といった主著が相次いで著わされた。これらの著作は、未曾有の対外的危機に触発されたものであり、欧米文明への対処如何の問題が、その執筆活動のモチーフであったものと考えられる。『来舶神旨』と同様に、これらの著作において隆正もまた、外国船の来航を、わが国の御代の栄え、新しいステージ到来を告げる歓迎すべき出来事であることを強調する⁽⁹⁾。

さらば外国の人の入り来るは、かしこき大御世の御榮にて、よろこぶべきことなるを、世の人の、あるひはなげき、あるひばいかりて、ひたすらにうちしりぞげんとするは、天神地祇のみこころを、さとらぬものならんかし

（『馭戎問答』上 全一 七五）

隆正もまた、当時の世論の大勢を占めていた、外国船の打ち払いを退ける。なぜなら外国船は、天照大神の神慮によって、日本に向けて誘われてきたものだからであった。隆正は、天照大神の神慮に至る筋道を探り、開闢の元始に遡る。西洋天文学の宇宙論を援用しつつ、古伝神話の展開を、「三度のくによさし」といふ系列において把握する。「三度のくによさし」とは（1）天神諸に発し、（2）伊耶那岐命を経て、（3）天照大神に至る、

三度に及ぶ使命の委任とその継承のことである。

神代史の展開は、この三度のよさしに沿って、(1) 天神諸、(2) 伊耶那岐命(3) 天照大神の系列で、(1) 太陽系、(2) 太陽、(3) 地球という段階を経て、世界に秩序が与えられてゆく過程であった。三度のくによさしのなかで最も重要なのは、その前のふたつのよさしを承けつつ、天照大神が天孫に与えた第三のよさし、天壤無窮の神勅である。

かくのごとく天命に三段の差別あれども、天照大神の天命を重しとす。万物これによりて、その性を遂ぐればなり。

〔直毘靈補註〕上 全三三 一一八～一一九

神代古事そのむねは、宝祚無窮の神勅につづまることなれば、…この神道は宝祚無窮の神勅とおもふべきなり。

〔直見靈補註〕中 全三三 一二六～一二七

わがくにの古事を本教といひて、その本教の旨は、ただ宝祚無窮の神勅につづまるものなり…

〔直見靈補註〕中 全三三 一二六～一二七

隆正によれば、宝祚無窮の神勅は、我が国の道そのものの結晶化にほかならなかった。「本教の旨は、ただ宝祚無窮の神勅につづまる」のである。隆正は、皇統の無窮を祝福したこの神勅の背後に、巨大なタイムスパンを以て歴史を導き、究極の未来へと誘う天照大神の遠大な神慮、窮りないその作用があると考へた。隆正は、その神慮実現の過程に、二千五百年という時間の周期による、ふたつの画期があると論ずる。

第一の画期は神武天皇による建国の達成であった。隆正は『日本書紀』の紀年に従い、神武即位を紀元元年としつつ、こう述べている。

神武天皇、大和国へ都をうつしたまへるとき、氣運あらたまりて、皇威を海内にかがやかしたまへるものなり。それまでは、つくしのはてにゐたまひて、皇威海内へかがやかざりけんとおもひやりたてまつることなり。二千五百年かがやかざりし皇威を、海内にかがやがしたまへるは氣運なり。

〔文武虚実論〕五 全一 三三三

第二の画期は、神武紀元二千五百年を期して到来する。そこに至るまでの過程は、「神議り」と「氣運」といふ歴史の展開

を司る二つの契機が交錯しながら、徐々に天照大神の神慮に即した国家形態が模索されてゆく長大な過渡期として位置付けられる。結局のところ、歴史の展開は、天照大神の導きのもと、理想的な国家形成の方向へと誘導されてゆくのである。

かくして第二の画期が到来する。すなわち第二の画期は、神武即位以来二千五百年を迎へつつあった当時における「現代」の時期、つまり欧米文明との急激な接触を経験しつつあった嘉永末年から安政初年にかけての時期であった。当時におけるまさに「いま・ここ」の時点にはかならない。

：いやはての彦火々出見、日向国を立出て大和国にうつり、はつくにしろしめしけるを、後に 神武天皇と申したてまつるなり。この君の即位元年を、辛酉のとしとして、これより年暦もなにも、さだかにつたはりてあるなり。これにより、おのれは、この辛酉のとしを、中興元年といふなり。いまよりは二千五百年余になるなり。嘉永七年は、この辛酉よりは、二千五百年あまり、瓊々杵尊よりは五千年にいささか足らず。また、あらたまるべき運にあたりてあるなり。

〔馭戎問答〕下 全一 一四〇

隆正によれば、神武即位以来二千五百年を経て、神慮に由来する皇統君臨のもとでの「国体」確立が、完成の域に達したとされる。神慮に即した国家形成に向けての端緒は、織田信長によつて開かれた。

信長それより 朝家の官位をかり、これをもて天下を一にせんといふころをおこされたり。

〔文武虚実論〕五 全一 三七三

信長は、混乱状態にある国家を統一するためには、その統合の中心を天皇に求めなければならないと考えた。そこで衰微していた朝廷を復興してこれを厚く崇敬し、そこから発令される一元的な官位の体系に依拠して、平和と秩序を齎そうとしたのである。ここにおいて、神武建国以来、天皇が再び歴史上に積極的な役割をもつて登場するに至った。

これによつて形成されていったのは、官位授与者としての天皇を戴く、官位・官職秩序としての国家形態である。天皇の官位・官職による国家統一といふ路線は、秀吉・家康によつて継承された。

：信長公・秀吉公出世したまひ、朝廷の官爵をとりつぎたまひて、諸大名をなづけられしは、衰運より盛運にうつるはじめにて、徳川家康、それにつぎて諸大名をよくなづけたまひ、海内に、くにところをあらそふものなく、をさめたまへる神智のほど、あふぐにあまりあり。これにより、おのずから、わが大日本国は、大帝爵の国体をそなへたり。

〔本学拳要〕上 全一 一六

隆正によれば、このようにして天皇を奉戴しつつ、近世の統一権力によって形成された秩序こそが、天照大神の神慮に即応した理想的な国家体制であった。そうした「大帝爵の国体」が江戸期を経て熟成し、完成の域に達したのが、まさに神武起元二千五百年を迎えた、この「開国」下の時代なのであった。

そもそもわが国体を垂直に貫き、そこに機軸を与へるのは、天上の天照大神と、地上の天皇の存在である。

天の中心は 天照大神にして、地球上の中心は、わが天皇にておはします。〔古伝通解〕五 全六 一六二

天照大神は、天上にあって国体を照覧する。天照大神の冥助

を承けつつ、国体の中心に位置するのが天皇である。天照大神が司る太陽光線は、地球上の万物を育成すると共に、その「なか」をひきだす役割によって、人間の生き方を定め、生活の総体を動かし、社会を發展させる原動力として作用していく。

天照大神の神光は、已発之中にて、万物にこもれる未発之中を、引出さんと、下土を照覧しておはします。本を本として忠孝貞を上げみ、末をあひすくいて、家職に勤むるたぐひ、人ごとにもちてうまるる未発之中なり。これやがて人にそなはれる天命の性なり。夜あけていでくる大光明蔵は、家職をすすめ、忠孝貞のこころを引出し給ふ。

〔直毘靈補註〕上 全二 一〇一

忠孝貞の道徳は、忠の和訓—まごころの理念によって集約される。まごころ—忠孝貞を規範として上位者に奉仕しつつ生きる人々は、さらに個々の職能団体としての「いえ」に所属し、その家職に従事するものとして位置付けられる。重層的に組み合わされた家職の頂点に、天皇という家職が奉戴されることによって、「家職の体系」としての国家組織が完成する。

上一人より下万民にいたるまで、おのおの職業あり。職業のむねをしりわけて、つとむべきなり。

〔『本学拳要』下 全一 三九〕

全体社会は、まごころ—まことの倫理規範を縦糸として、家職・産業の職能を横糸として織り成されてゆく。建国以来二千五百年、まさにこの当代において、こうした「大帝爵」の国体が完熟・完備するに至った。隆正によれば、それこそは、神武即位以来二千五百年という画期を目指して、天照大神の神慮が、歴史の展開をそこに導いてゆくことよって成立したものであったのである。

(2) 神慮と外国船来航

こうして「内」においては、天照大神の神意に即した秩序形成という課題が到達点に至った。これに呼応して、「外」からは、やはり皇祖の神慮を承けて、外国船が競い合うように殺到することになる。

近年外国の船、わがくにに来ることしげくなれり。つらつそのことのもとを考ふるに、神武天皇統御のはじめより、

二千五百年の運にあたり、ものの改まるべききざしありて、おのづからかくのごとく、よりくることにてもりぬべし。

ある人もごころづきていへるごとく、延喜の祝詞式に、天照大神に申す祝詞に、遠国者八十綱打桂氏引寄如事、皇大御神寄志奉良波とある未来記の、世に起る時なるべし。

〔『馭戎問答』上 全一 七五〕

「内から」の自国秩序形成に呼応する「外から」の兆候が、ペリー来航を端緒とする一連の外国勢力到来であった。それが、神武建国以来の第二の画期到来を告げる出来事にほかならなかったのである。

さらば外国の人の入り来るは、かしこき大御世の御榮にて、よろこぶべきことなるを、世の人の、あるひはなげき、あるひばいかりて、ひたすらにうちしりぞけんとするは、天神地祇のみごころを、さとらぬものならんかし。

〔『馭戎問答』上 全一 七五〕

欧米勢力の来航は、御代の栄えを示す瑞兆であり、わが国が次なるステージに向けて進化してゆくことを示す慶事であつ

た。それこそは、やがて実現されるべき天皇中心の国際秩序形成の、端緒を告げる現象にほかならなかったのである。そうであれば、日本の欧米文明の受容・国際社会への加入は、すでに余儀なくされた受け身の適応で有り得なかった。それはとりもなほさず、外来文明を日本に向かつて招き寄せた天照大神の神慮実現への、積極的・主体的な参画にほかならない。欧米諸国がもたらす文明の成果を積極的に使いこなすことこそが、天照大神の神慮にこたえる所以となろう。¹⁰⁾

エウロッパは丁場にて、天文測器、トケイ、其外大統・大艦などづくりいでて、つひに日本国の用をなす国なることにより、これを神代のむかし、まず日本国の丁場とさだめおきたまひけん。いまの世にて大統・大艦、日本の害をなすに似たれども、つひには日本の用となるべきこと、兵器の条下にいふをみてしるべし。

〔文武虚実論〕四 全一 三〇〇)

こうして隆正は、神武天皇即位以来二千五百年を経て、神意に即応した国内秩序形成―「大帝爵」の国体形成の課題が達成されたと考えた。これに呼応する現象として、現下の日本が直

面していた欧米勢力の接近・欧米文明の東漸といふ事態が位置付けられたのである。

国学者は又、神代より 仲哀天皇のころまで、外国の道のわたらざりし時を、神道の盛なりし時とて、そのいにしへにかえさんとするこゝろあり。…いづれもいづれもひがごとなり。天地おこりてよりこのかた、日本国の今の御世ばかり盛なるときは、和漢のみかは、万国の古今にあることなし。

〔本学拳要〕上 全一 一九)

かくのごとく見るときは、海内海外を一ツにしてもらさず、その美、その善を、わが日本国にあつめて、万国無比の大帝爵とあふがれんには、愉快なることにあらずや。

〔本学拳要〕下 全一 六一)

それはすなはち、欧米文明をもその中に包摂した、地球的規模における道の実現ということであろう。

(3) 神慮と学運

あたかもこの時期、国学(隆正の用語によれば本学)の学問

も、ようやく完成に近づきつつあった。国学は、日本国家の身元証明たる古伝（記紀）に遡りつつ、歴史の展開を導く天照大神の神慮とはいかなるものかを解明する学問であった。

乱れに乱れし時にあたり、これをおさめしづめし人、尾張の国よりおこりけり。それにひきつづきて尾張国より、古今たぐひなき豪傑のおこりしは、まさしく神のさる人を出して世ををさめしめたまへるものならんかし。道もまたそれにとしく、吾国の道うづもれはててありけるを、まづ天つ神のこの二人の翁をつくりて、此道をおこさしめたまへるは、かの織田・豊臣の二公の功に似てなんありける。

〔学統弁論〕全四 一五〇～一五一

隆正は自らを、四大人の正統的な継承者として位置付ける。国学は、欧米文明の東漸という新段階において、国家の命運と人生の意義を開示する重要な役割を担うことになる。国学の課題は、天照大神の神慮を明確に認識し、神慮を出発点として、国家・歴史・社会・倫理に関わる理論体系を、総合的・包括的に提起することであった。

かくて隆正の思想展開は、日本の国際社会への参画と欧米文明の受容に積極的な思想的背景を与え、未来に対する新しい洞察と展望を提供しようとするものであったと要約することができる。こうして見てくると、『来舶神旨』と同様の発想に立ちつつも、同書よりさらに体系的・統合的な世界観を展開したのが、隆正の思想体系であることが了解されよう。まさに隆正の思想は、「西洋の衝撃」に対するわが国の積極的な反応を形象化した一事例であった、と評することができる。

三、開国と猿渡容盛

(一) 武蔵総社家・猿渡容盛

本章では、「開国」状況への、国学者のもうひとつの対応の事例として、武蔵総社府中六所宮社家・猿渡容盛の建言を見ていきたい。そもそも容盛の父にして武蔵総社先代祀官の盛章は、若年以来、小山田与清に入門して国学研鑽に励んだ学者神職であった。猿渡家の課題は、いうまでもなく自らが奉仕する総社六所宮の由緒の解明、さらに全国の総社制度の研究にあった。文政十一年（一八二八）、盛章は『新撰総社伝記考証』を刊行し、武蔵国衙・総社及び武蔵国一宮から六宮までの所在考証を果た

したのである。⁽¹⁾

盛章の嗣子としてのち(文久二年)祀職を継いだ猿渡容盛も、国学を学び、その家学たる「総社研究」に勤しんだ。安政五年正月から二月にかけて、容盛は、前水戸藩主徳川斉昭の下問に応え、二通の建言を提出する⁽²⁾。建言を仲介したのは、彰考館和学方西野新治(宣明)であった。容盛は、まず正月付けの建言を提出し、ついで二月付けの建言を提出した。

いずれの建言も長文で、その論も多岐に亘っている。本稿では、もちろんそのすべてを網羅することはできないが、取り急ぎ筆者の関心の範囲に限定し、次の二点を指摘するにとどめたい。すなわち、その開国の積極的容認と、そしてその上に立った朝廷尊崇の制度形成という論点である。以下、順次見ていきたい。

(2) 建言① 安政五年正月

安政五年正月付けの建言で、まず注目すべきは、当時の「開国」状況に対するリアルな対外認識であろう。建言は、まず世界情勢の一変を論じ、通商条約調印と「開国」がもはや不可避の情勢となった所以を訴える⁽³⁾。

…美二世界万国之形勢二百年前

東照宮御代之頃とは雲泥之相違ニ而蒸氣船發明已来万里之波濤を暫時ニ往来仕兵馬之訓練砲術之窮理等日々夜々二研究仕邪欲ヲ逞シテ諸州ヲ併吞仕候義彼等平日之所業ニ有之
 …万一戦争ニ及節必勝之理ハ難斗殊ニ近年清国覆車之先縦モ有之万々一 御威光ニも相拘候次第ニ成行候而者天下之大患此上無之…

欧米勢力が席捲する現下の国際環境は、鎖国を定めた際のこととは、実に雲泥の違いがある(「世界万国之形勢二百年前東照宮御代之頃とは雲泥之相違」)。すなわち、蒸氣船による海上交通網の発展(「蒸氣船發明已来万里之波濤を暫時ニ往来」)、産業革命と窮理学の発展による驚異的な「軍事革命」(「兵馬之訓練砲術之窮理等日々夜々ニ研究仕」)、いずれの出来事も世界情勢を一変させたのである。

世界は、鎖国が可能だった世界と同じではありえなかった。こうした世界情勢の転換の只中、鎖国の維持は、もはや不可能というほかない。鎖国制度が過去のものとなった以上、列強との通商条約締結・通商通信開始は不可避であった。まさに欧米との通商交信は、目前に迫っていたのである(「通信交易は勿論諸蕃御条約同様御取結ひ奉願候事は儼然眼前之義」)。

一 御条約は一度御取結びニ相成候事は再び御変改難被遊候儀ニ御座候へハ無此上御大切之御義申上候迄も無御座候然ル上ハ其事件悉く天下之大小名へ御談判被為遂、朝廷へ御奏聞相濟候上ニ而御許容之義勿論ニ奉存候事

欧米諸国との通商条約締結に際しては、この由を広く大小名に諮り〔悉く天下之大小名へ御談判被為遂〕、朝廷への奏聞

〔朝廷へ御奏聞相濟候上ニ而御許容之義勿論ニ奉存候事〕、国内の合意形成を経た上で、調印に及ぶべきであるとする。幕末政局紛糾の原因が、勅許獲得の挫折、全国的合意形成の失敗に起因したものであったことはいままでもない

次のステップに向けた容盛の提案は、「開国」と欧米文明流入が現実のものとなる事態に対応して、いかに人心離反を防ぎ、いかに挙国一致の統合を作り上げるのか、というところにあつた。容盛によれば、その方途は、国家統一の核たる「朝廷尊崇」——天皇朝廷をいただく国家統合の強化以外ありえなかつた。まづ何よりも、將軍自らが率先「朝廷御尊崇」を実践しなければならぬ。容盛は、その方策を具体的に挙げる。

一 御即位之節ハ 將軍様御上洛被為在度御事

一 將軍 宣下被為蒙候節も御上洛被為在度御事
 ……
 一 正月元旦 拜
 今上誕辰
 先帝之崩日等ニハ 將軍様御齊戒被為遊
 朝廷御遥拜被為在可然奉存候御事

すなわち天皇即位に際しての將軍上洛、「今上誕辰」「先帝之崩日」等の「將軍様御齊戒」「朝廷御遥拜」等、將軍自ら天皇への敬礼を實踐し、天皇奉戴を身をもって示すことであつた。朝廷尊崇・朝幕融和によつてこそ、挙国一致が實現する、というのが容盛の所信であつた。

ついで行われるべきは、皇位繼承儀礼や宮中祭祀等、我が国の「古き良き祭祀制度」を取り戻すことであつた。

一 大極殿御造営被成進其餘差当而神祇官太政官玄蕃寮等御再興被成進度御事

一 御即位大嘗会等之御則式ハ勿論
 宮中恒例之御神事 並 諸社之御祭典等貞觀延喜之旧式ニ依而無略儀御再興被成進度御事

一 先皇之 山陵御修造被為成進度、泉涌寺之陵墓も御同
様御修造被成進度御事

一 年号之義改而御 奏聞被為遂、以後者 御一世一号二
御定被為遊、天下之士民改元御触を承り、御世被為替候義
を承知仕候様御所置有之度御事

一 万々歳之後 登遐之御沙汰も御座候ハ、御葬儀並山陵
等之義御 奏聞之上上古礼御再興被為在僧徒一切立交り不
申様御改制被成進度御事

天照大神の御正胤二座ます 聖子 神孫辱くも御飾を落さ
せ給ひ法親王と御名乗被遊候而。仏を恭礼被為遊候而已な
らずバ殯斂葬喪之氣にすら触させ給ふ御事ハ、いかなる妖
魔之所為ニ御坐候哉、

聖天子速ニ 御英断有而此大弊を除かせ給は、容盛今日死
すとも遺恨無之候、一度此大弊御洗除被為在候ハ、浮屠之
衰廢も近きに可有之候歎穴賢

すなわち律令ニ官制の復興と共に、皇位繼承に際しての即位

式・大嘗祭の整備（御即位大嘗会等之御則式）。恒例宮中祭

祀の古儀復興（宮中恒例之御神事）「貞觀延喜之旧式ニ依而無
略儀御再興」。次に御代替わりに際しての一世一元制の制定、
山陵復興と皇室喪祭の神祇式改正、皇室の神仏分離と法親王制
度の廢止。

ここで容盛は、古典と考証に長じた神職・国学者として、わ
が国の美風である「朝廷尊崇」、さらに古典を鑑とした「制度
形成」を訴えている。すなわち、古典に則った朝儀・祭祀の復
興ということであろう。皇位繼承儀礼・恒例宮中祭祀の整備、
皇室喪祭の神祇式改正・皇室の神仏分離等々、こうした諸々の
制度復興は、いうまでもなく維新に至って実現の運びとなつた。
さらに容盛は、神宮はじめ諸国の神社復興、全国的神社制度
の整備を訴える。

一 伊勢両宮御造営式年無相違被成進候御事天下拳而難有
御義ニ奉称讚候然ル処

朝廷より御調進之御装束等古様之通ニ無之其外御垣等之御
當作古式ニ違ひ候義も有之候哉ニ承及罷在候右等も被遂御
吟味無相違様被成進度御事

一 一二社並杵築熱田宇佐箱崎香椎日前国懸鹿島香取等は

不申及諸国一宮其外有名之大社御造宮御祭典御嚴重ニ被成
進度御事

一 諸国式内式外之官社其外ニも由緒正敷旧社等者は、御
吟味之上其所之奉行御代官領主地頭へ被仰付、御敬祭之御
趣意御行届ニ相成候様、御所置有之度御事

旧社御吟味之義者、古道学之者を御撰挙有而被 仰付候

様奉存候、俗吏或者漢字者などの搜索者無覚束義ニ奉存候

一 旧社御再興御敬祭之義式内斗も三千余社ニ御座候、是
を悉く 政府より御造宮被成進候義は容易ニ御行届難被遊
義勿論之御事ニ奉存候只々御敬祭之御趣意相届候へは御造
宮も御祭典も自然に相整ひ候事乍恐政府之御威光を指が如
くニ奉存候

一 神社御敬祭之御制度は 御国体御保護之御為と天下之
民心道之大本ニ凝固致し候為との二つに御座候処、今世之
如ク浮屠之輩神祭ニ預り候御義ニ而は御制度も無甲斐御事
ニ奉存候、此義は改而 朝廷へ御奏聞被為遂神宮寺別当供
僧など称し候者悉く御取除きニ相成候様御所置肝要之御事
ニ奉存候

一 今世神主禰宜など称へ神事を掌り候者共、大社小社ニ
限らず道之大本更ニ相弁へ不申、不作法千万之振舞、僧徒
ニも劣り候様之輩も数多有之哉ニ承及罷在候、右様之輩者
御吟味之上御仁恵を以御教諭被成下置候ハ容盛も此中之一
人ニ罷在候間難有仕合ニ奉存候

容盛は、神宮式年遷宮の古義復興、神宮はじめ諸国の神社復
興等々、全国的神社制度の制定等を求めている。とりわけ「式
内三千余坐之神社」の過半が退廢に及んだ状況を憂慮し、地域
によるその復興を訴えている点が注目に値しよう。そもそも式
内社は、律令祭祀において朝廷の幣帛供進に与る由緒を誇つて
いた。朝廷と全国神社を結ぶ「公共的祭祀」の古典的伝統、あ
りうべき「祭りの国柄」復興が、ここで望み見られていると言
えよう。また神社の担い手たる神職の再教育も提起される（大
社小社ニ限らず道之大本更ニ相弁へ不申、不作法千万之振舞、
僧徒ニも劣り候様之輩も数多有之）「御仁恵を以御教諭」。

こうした神社制度復興の目的は、国体の保護と人心取攬に
あった（「天下之民心道之大本ニ凝固」。開国通信の時代が到
来する以上、異国の風俗・文化の流入はもろろん、鎖国下で邪
教視されてきたキリスト教の浸透は必至である。「御国体御保

「護」によつて「天下之民心道之大本ニ凝固」を図ることこそが、制度復興の目途であつた。

(3) 建言② 安政五年二月十五日

翌二月十五日、容盛は、再び斉昭宛の建言を提出する。この二月建白の内容もまた多岐に亘るが、とりわけ注目に値するのは、対外強硬政策の領袖と目されていた斉昭への、正面切つた直言である。

第一条

一 先年御著述被遊候一班抄いかがして世上に相漏候哉人写伝へ候をひそかに拜見仕候処夷狄を近付べからざる事と申御箇条之御論：

一 文政八年酉年異国船打払之 御命令は御国体御保護之御為最上之御長策ニハ可有御座候へ共永世之御計策とハ乍恐不被奉存候

…世界万国之蛮民右之 御法令を奉承伏永世迄相守候義は決而有之間敷道理かと奉存候：別段海防等御嚴重之被 仰出も無之兵馬調練等之義も殊成御処置も無之候はひたすら

蛮夷を御侮慢被為遊候而之御義に御座候哉乍恐御危き御義ニ奉存候

…御命令之御嚴重ニくらべ候而は兵馬戦艦海防之御備等御行届ニ不相成遂ニハ其御命令も無程御改革ニ相成候事乍残念至極ニ奉存候

容盛は、斉昭の『名君一班抄』を閲読したことを述べつつ、その「夷狄を近付べからざる事と申御箇条之御論」を強く批判する。この当時、斉昭は、その対外強硬姿勢の故に、朝野の輿望を担つていた。ところが容盛は、そうした斉昭の打ち払い政策を、言葉尽くして批判するのである。建言は、斉昭の外国を蔑視し排斥する排外的態度が（「ひたすら蛮夷を御侮慢被為遊候而之御義に御座候哉」、国を誤る所以を訴える（「乍恐御危き御義ニ奉存候」）。そうした頑なな姿勢は、わが国の体制改善になんらつながらず、かえつて外国による侵略の危機を高めることになるからである。

列強の軍事力に抗し得る武備が整つていない以上、「異国船打ち払い」は所詮空論に過ぎなかつた。斉昭が主唱する対外強硬政策こそが、清国の覆轍を齎すのである（「実に清国前車之覆轍は我後車之鑑戒と奉存候」）。こうした姿勢は「…国家之御

為残念之至ニ奉存候」とさへ痛論される。容盛の所論は、もはや斉昭に対する直諫の域に達しているといつても過言ではない。容盛は、かく従来の打ち払い政策が破綻していることを縷々述べた上で、前月の建言同様、国体保護と制度復興の必要性を、重ねて力説する。

一 諸蛮通信交易御差許ニ就ては御国体御保護之御為大道復古之御制度被為在度旨先度之上言ニ節委曲を言上候然処右甚迂遠之義ニも可被思召哉と奉恐入候ニ付愚意之趣再び言家仕候

…今諸州共ニ耶蘇を尊奉仕候趣ニ御座候然れば御国ニおいて上古 神聖之本教敬神之大道を以て 御国体之根本と被為立置天下之民心道之大本ニ凝固致候様御所置被為在候義、御国体御保護之御政務ニおいて肝要之御事と奉存候…今又西洋之洋教天下を穢さむと致し候時に至り 神世固有之大道復古之御政務御緩かせに被為遊候ハ、何を以て天下万民之心を結び何を以て 御国体御保護可被為遊候哉、乍恐 英明之御賢慮を被為廻候様容盛一片氷心伏而奉願候穴賢。

開国通商（諸蛮通信交易御差許）を前提として、国体保護・大道復古の「制度」改正を図るべきことが、あらためて提案されている（「御国体御保護之御為大道復古之御制度被為在度」「神代固有之大道復古」）。開国の状況に対応して求められるのは、外教の脅威にも備えた「大道興隆の制度」を復興することであった。

国際社会への船出に際しては、挙国一致・人心融和の国家統合を作り上げなければならない。そのためにこそ、古典を規範とした制度復興を図り、わが国ならではの風儀を取り戻さなければならぬのである。これを要するに、「朝廷尊崇」を機軸として、国家社会の自己同定の根拠たりうるような、わが国固有の制度復興を図ることが、容盛の求めるところであった。すなわちそれは、維新以降のタームで言えば、わが国「祭政一致の制度」復興を目指すものであった、とも言い換えることができる。

おわりに

明治三年八月、神祇少祐門脇重綾の建白（翌九月、神祇官首脳連署で太政官に提出）によって、明治神祇官の祭政一致制度

形成に向けた本格的改編が始動した。門脇建白は、祭政一致の
 目途について、次のように述べている。⁽¹⁴⁾

：昨夏御改正之御本官百官ノ首上ニ置セラレ候尚政府ニ於
 テモ一致協力之場ニ進ミ御配慮有事ニハ御座候得共兎角名
 実間然スヘカラサル訳ニモ至カタク候哉、祭政區別ノ姿ト
 相見動モスレハ旧来之流弊全ク維新ノ実効相挙リカタク加
 様ニテハ御趣意ノ末如何シカ是アルベキ哉ト奉窺候事御座
 候、：然ルニ当時之如大政區別ニ是アル前件ノ大事ニ当候
 者実ニ一髪千鈞ヲ挽カ如ク所詮万一ヲ期候見込無之前途痛
 案至極ノ事ニ候、：祭政一致之御趣意名実全体神州之大本
 確定不拔之実迹相顕候様一段之
 朝議有セラレ度就テハ先般御沙汰ニ出候御委任之条件先一
 個之本根御確定之上夫是本官之見込ヲモ御任用有セラレ度
 当今之急務実ニ以容易ナラス、須臾モ閑カタク儀ト奉存候
 ニ付、此段建言仕候哉誠皇頓首

神祇官首脳の課題は、ありうべき「祭政」を、新しい国家体
 制の軸芯に定置することにあつた。ここに言う「神州之大本確
 定」「一個之本根御確定」とは、すなわち天皇のもとにおける

祭政一致の確立と言うことであろう。

明治三年十一月、山陵追祭制度が制定された。四年五月には
 「国家の宗祀」を謳う新神社制度が発足する。「神社」と「山陵」
 は、いずれも「祭政一致の政体」の羽翼であつた。維新後の制
 度形成は、「万国対峙」の只中で、わが国ならではの「祭政一致」
 の制度、すなわち国家的な祭祀制度を定めることになつたので
 ある。それはある意味で、容盛の建白が素描した「青写真」を、
 維新変革に即応しつつ、まさに具体化せんとするものであつた
 とも言えよう。維新後、容盛自身も、神祇官・教部省に出仕し、
 こうした「皇朝廷の大御礼典」制度形成の一翼を担うこととなつ
 たのである。⁽¹⁵⁾

明治四年八月、岩倉使節団米欧派遣を前にして、神祇省幹部
 は、連署をもって太政官に建議書を提出した。建議書は、わが
 国の国際社会への出発を巡って、次のように述べていた。⁽¹⁶⁾

：今や海外万国ト交際相親シミ文明ノ運日ニ新二月ニ昌ナ
 リ、此人力ノ所為耶、抑亦天神冥、ノ中ニ賛助シテ以テ然
 ラシムル所耶、竊惟天神ノ世界ヲ溶造シ玉フ事古伝ノ我ニ
 在スル有リ、開化ノ彼ヨリ漸クスルヲ視ル乃其実験ノ誣ユ
 可カラサルヲ知レリ、夫レ神明ノ徳固ヨリ一視同仁ニシテ

全地球ノモノ其冥護ノ恩ニ沐浴スル彼我ノ別アル事ナキナリ、然則吾神明ヲ崇奉スル事萬國ト共ニスルニアラスンハ焉ソ天神ノ幽契ニ応スルヲ得ンヤ、今ヨリ宜シク勉メテ固陋ヲ去リ知見ヲ拡充シ造化主宰ノ心ヲ以テ心トシ益々神明ノ德輝ヲ盛大ニシ、海外ヲシテ普ク我皇統ノ無窮ヲ瞻仰セシム可シ

これによれば、「今ノ大御世」における文明東漸は、神慮の然らしむるところであった。固陋を脱して文明の域に進み、皇国の威信を発揚することこそ、神慮に應える所以にほかならない。まさに神慮のもと皇統永続と文明開化の推進が揚言されているのである。ここには、本稿で見た大國隆正の思想の、訝ないしはその反響を聞き取ることができよう。隆正自身、まず神祇事務局(元年)、ついで神祇官に出仕し(三年)、これ以降の国民教化政策を方向付けてゆくことになった。隆正の思想は、教部省下の国民教化運動で主唱された「皇統のもと文明開化」政策の、ひとつの底流として作用していったものと思われる。本稿で扱った三人の国学者は、いずれもわが国の大転換期・大過渡期に際会し、古典への「稽古」を経て、あらためて「照今」を試み、ありうべき未来像を望み見ようとした。彼らの営

為は、今日の視点から見れば、時代的制約に由来する限界を抱え、さまざまな批判を免れないものなのかもしれない。けれども、開闢以来の事態に直面して、率先所信の言挙げを行ったその胆力、過去に遡り、そこから彼方の「未来」を望み見ようとした彼らの懸念な眼差しは、神道史の重要な一齣として、なお銘記すべきものがあるものと思われる。

(1) 石黒千尋は文化五年(一八〇四)生まれ、明治五年(一八七二)没。加賀藩士。江戸で平田篤胤に学ぶ。嘉永五年、藩校明倫堂国学講釈拜命。

大國隆正は寛政四年(一七九二)生まれ、明治四年(一八七一)没。津和野藩出身。明治神祇官においては津和野派の知叢として活躍。

猿渡容盛は文化八年(一八一二)生まれ、明治十七年(一八八四)没。武蔵総社・大國魂神社祀官。江戸派国学者・小山田与清の門流。維新後、大学、神祇官、教部省に奉職。

(2) 三ツ松誠「開闢」と国学的世界観」(『歴史学研究』九五〇、二〇一六)、天野真志『幕末の学問・思想と政治運動―気吹舎の学事と周旋―』(吉川弘文館、二〇二二)。

(3) 拙稿「ペリー来航と大國隆正」(『神道学』一四〇、一九八九)。

(4) 石黒千尋『来船神旨』上下(石黒五十二覆刻、明治三十九年五月、国立国会図書館所蔵)。

(5) 石黒千尋『近世諸蕃来舶集』(石黒五十二覆刻、明治三十九年五月、国立国会図書館所蔵)。

- (6) 『寛斎雜記(一九二〇)』(秋田県公文書館所蔵)、天野真志『幕末の学問・思想と政治運動―気吹舎の学事と周旋―』(吉川弘文館、二〇二一、四九―五二頁)参照。本資料の存在は天野氏の著書で知り得た。記して謝意を表す。
- (7) 文政八年(一八二五)、幕府は、異国船を一途に打ち払うべきことを命じていたが、天保一三年(一八四二)、打ち払い方針を改め、異国船の望みが薪水食料の給与にあるならば、これらを与えて引き返させるように命じていた。
- (8) 拙稿「ペリー来航と大國隆正」(『神道学』一四〇、一九八九)。
- (9) 本章のこれ以降の引用は野村伝四郎編『大國隆正全集(一)』(七二)(有光社、昭和十二年(一四年)による)。
- (10) 隆正によれば、当時江戸湾深く侵入し、不退転の決意で和親条約締結を追っていたペリー提督こそが、日本人が獲得すべきものを明確に体現していた。ペリーについて、のち隆正は、『球上一覧』(文久二年)で次のように記していた。
- 「おのれその時江戸にありてこのこと(ペリー来航)を聞たり。人皆ヘルリの横暴を悪めり。おのれはそれに反しヘルリの豪邁を賞美せり。日本にて今ヘルリに対してその英気を拗くへき人は庶人のうちにはあるべきなり。官位ある人のうちにはすくなからんといひしことなり。：メリケン独立の國となりてより、わづか五六十年、大船をつくり諸國に通商し、諸物そなはりて、古来有名の國となりたり。：英吉利は教法を改め教主によくしたがひて國を富まし、弥利堅他邦の管轄を離れ、庶人のなかより人傑を選びもちいて、かくの如き盛時を國のためにおこしたり。：日本より他國に行こうとあらはヘルリには習ふべきなり。：…この日本國と英吉利と弥利堅は鼎立の國なり。いつれか地球上第一の國となるらん。隆正おもふに日本第一、弥利堅第二、英吉利第三となるべきなり。：」
- 拙稿「文久・慶応期の『大國隆正』」(『國學院大學日本文化研究所紀要』六四、一九八九)参照。
- (11) 猿渡盛章「新撰総社伝記考証」(『武蔵総社大國魂神社史料 第一輯』(官幣小社大國魂神社社務所、昭和一九年五月)所収。盛章については、遠藤吉次「幕末における対外認識と猿渡盛章の擬策下案」(『東国民衆史』七、昭和五七年)、「猿渡盛章紀行文集」(『府中郷土資料集 4』府中市郷土館、昭和五五年一月)、大國魂神社については「大國魂神社文書 一 神職の部」(『府中郷土資料集 7』府中市郷土館、昭和五九年三月)参照。
- (12) 遠藤吉次「国学者猿渡盛と二つの建言書」(『府中市立郷土館紀要』九、昭和五八年)参照。本建言は遠藤氏の論稿によつてはじめて紹介された。祀職としての容盛の学問については、「総社或門」(『武蔵総社年中行事』(『武蔵総社御神事式』(『武蔵総社恒例神供式』(『武蔵総社恒例神供式』)等参照、いずれも『武蔵総社大國魂神社史料 第二輯』(官幣小社大國魂神社社務所、昭和一九年五月)所収)。
- (13) 『大日本維新史料稿本 安政五年一月是月条』(『東京大学史料編纂所所蔵』。尚、両建白をめぐって「贈位ノ儀ニ付キ具申(大正一二年四月一日)」(国立公文書館所蔵)には次の記述がある。その内容については後者を待たたい。
- 安政五年正月水戸烈公ヨリ外交問題ニ関シテノ下問ニ与リ再度意見書ヲ上リテ當時ノ世務ヲ闡明シ竟ニ烈公ノ攘夷ノ持論ヲ一變シテ世界ノ大勢開港ニ在ルノ説ヲ採用スルニ至ラシメタリ是レ全ク一言シテ邦家ノ安危ニ関スル大事件ヲ決定セシメタルモノニシテ邦家ニ対スル其ノ勲功派ハ万世磨スヘカラサルモノトス
- (14) 『三条家文書』第八〇冊(『国立国会図書館憲政資料室所蔵』、拙著『維新期天皇祭祀の研究』(大明堂、一九九六)参照)。

- (15) 容盛の政府官員としての履歴は以下の通り。「贈位ノ儀ニ付キ具申
(大正十二年四月十四日)」(国立公文書館所蔵) 参照。
明治二年八月 大学中助教、同九月陵允兼任、同十月少宣教使兼任
明治五年六月 教部中録、同七月諸陵係
明治十年一月 内務三等属、社寺局事務取扱
明治十一年三月 宮内三等属、御陵墓掛申付
明治十二年二月 依願免本官
- (16) 加藤隆久氏所蔵文書、拙稿「神祇省首脳における「神話」と「維新」
―門脇重綾文書を中心に―」(『神道宗教』二四六、二〇一七) 参照。
- (17) 拙稿「近代天皇祭祀形成過程の一考察―明治初年における津和野派の
活動を中心に―」井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』(第
一書房、一九八七) 参照。